

令和4年2月25日

報道各位

一般社団法人  
全国公私病院連盟  
会長 邊見公雄

照会先：地域医療・介護研究会 JAPAN  
TEL 075-366-6333  
FAX 075-366-3334  
携帯 090-7106-2428

## 紙上記者会見要旨

全国公私病院連盟の2月の「理事会」（2月18日）の主な議論

### 1. 看護職の処遇改善に異論

- (1) 公務員給与は人事院、診療報酬では筋が悪い。消費税と同じ様に騙しでは？
- (2) 同じ組織（国立病院機構、県立病院等）で給与差が出る。
- (3) 薬剤師が入っていないのはおかしい（ワクチン接種などで頑張り、調剤薬局より病院が低給）。

※ 別添（参考）：

(R4.2.14 兵庫県) 看護職員等の処遇改善事業について（兵庫県立病院における課題）

## 2. 令和4年度診療報酬改定に対する意見

- (1) 急性期にも回復期にも厳しい改定。コロナで大変なのに…。
- (2) ダイバーシティ、勤務医の働き方改革への財源は皆無。
- (3) 新しい資本主義の中核は、医療・介護では？
- (4) 紹介受診重点病院への疑問多し。
  - ・ 200床の区切り。
  - ・ 7,000円のうち2,000円の控除（患者への説明が難しい。国がやるべき）。

以上

看護職員等の処遇改善事業について  
(兵庫県立病院における課題)

■事業の目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く看護職員の方々の収入を引上げる。

■事業の概要

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関(※1)に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、収入を1%程度(月額4,000円)引上げるための措置(※2)を令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。

※1 一定の救急医療を担う医療機関(救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び3次救急を担う医療機関)

※2 看護補助者、理学療法士、作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める

1 総論的な問題点

- (1) 今回の補助対象医療機関(救急医療管理加算算定対象かつR2救急搬送件数200件以上及び3次救急を担う)の要件は事業目的と照らし合理性がなく、また対象職種も医療機関に判断を委ねるなど曖昧で、医療現場に混乱を招く懸念がある。
- (2) 診療報酬制度により給与水準が左右される仕組みは、人事院(人事委員会)の勧告制度を基に給与水準を決定している自治体立病院にとってはその根幹に関わるとともに、医療従事者の給与体系に不安定さをもたらすことから、安定的な人材確保、医療の継続性という観点から適当ではない。

2 具体的な問題点

(1) 県立病院間の看護職員で分断が生じること

- ① 本県では、10病院中、こころの医療センター(精神)、がんセンター、粒子線医療センターの3病院は対象医療機関に該当しないが、ここでは精神疾患のコロナ患者を受入れているほか、がんはコロナ受入病院へ看護師を派遣(そのために病棟閉鎖)するなどコロナ医療にも直接的、間接的に関わっており、補助要件で線引きすることはできない。
- ② 同一職種間での賃金格差が生じることから、同一労働同一賃金の観点でも問題がある。

## (2) コメディカルに薬剤師が含まれていないこと

- ① 対象となるコメディカルには薬剤師が含まれておらず、その考え方も示されていない。

⇒一部には、薬剤師は現状でも他のコメディカルより給与水準が高いため対象外とも言われているが、薬剤師の給与水準は6年課程となったことを評価した結果であるなど正当なもので、他のコメディカルとの格差があるとしても是正すべきものではない。

## (3) 診療報酬制度で対応していること

- ① 診療報酬では3%程度(月額12,000円相当)もの引上げとされているが、継続性を担保するという点で大きな懸念がある。

⇒消費税 up の際も診療報酬で補填されなかった実績もあり極めて懐疑的にならざるを得ない。

## (4) 収支に与える影響が大きいこと

- ① 本県では、上記(1)により、補助(診療報酬)対象ではない病院の看護職員も対象とするが、自己負担額は(診療報酬で12,000円評価として)通年で約1億円となり、持続可能な経営強化方策に取り組んでいる中、非常に大きな経営上の負担となる。
- ② 加えて、コメディカルにも対象を広げると、その自己負担額はより増大し、さらに大きな経営へのダメージとなる。

## 3 国への是正要望

- (1) 速やかに補助対象要件を見直し、すべての看護職員を対象とすべきである。
- (2) コメディカルには薬剤師も加えるべきである。
- (3) 財源は、診療報酬制度ではなく補助金の枠組みを維持すべきである。  
万一、診療報酬で対応する場合でも、入院基本料等に溶け込まずことなく加算部分を別枠で措置すべきである。

(参考：本県の対応概要)

区分	実施内容
対象病院	全県立病院(10病院：補助対象7病院及び対象外3病院)
対象者	看護師、准看護師、看護技術員、看護補助者(会計年度任用職員)
支給額	月額3,300円(夜勤手当・超過勤務手当への跳ね返り、補助者等への拡大を考慮)
手当の種類	初任給調整手当
実施期間	令和4年2月～9月

※R4.2～9の間の自己負担額：約20百万円